

日影規制の対象区域と制限

(建築基準法第56条の2、加賀市建築基準条例第19条)

対象地域	容積率 (%)	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影規制	
用途地域				5m超、10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域	60	軒高7m超 又は 階数3以上	1.5m	3時間	2時間
	100			4時間	2.5時間
	150			5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域	200	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域	200	高さ10m超	4m	5時間	3時間
第二種住居地域					
準住居地域					
用途地域の指定のない区域	200	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間

※第二種低層住居専用地域は、加賀市にはありません